

議案第 1 号参考資料 1

○専決処分をした条例の改正理由

戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、条例に規定する事務内容や手数料を改める必要があるため改正したものです。

議案第 1 号参考資料 2

利根町手数料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条 （略） （種類及び金額） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1） 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第 1 2 0 条第 1 項_____若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1 通につき 4 5 0 円 （2） （略）	第 1 条 （略） （種類及び金額） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1） 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本<u>の交付</u>又は同法第 1 2 0 条第 1 項、<u>第 1 2 0 条の 2 第 1 項</u>若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>_____の交付手数料 1 通につき 4 5 0 円 （2） （略） <u>（3） 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明</u>

(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料
1通につき 750円

(4) (略)

(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は

する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別委符号1件につき 400円

(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書

_____の交付手数料
1通につき 750円

(5) (略)

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交

____同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の____

____証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁又は認知の届出の受理について，請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては，1通につき1，400円）

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料

____書類1件につき 350円

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3，400円

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

付，同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁又は認知の届出の受理について，請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては，1通につき1，400円）

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3，400円

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(1 7) (略)
(1 8) (略)
(1 9) (略)
(2 0) (略)
(2 1) (略)
(2 2) (略)
(2 3) (略)
(2 4) (略)
(2 5) (略)
(2 6) (略)
(2 7) (略)
(2 8) (略)
(2 9) (略)
(3 0) (略)
(3 1) (略)

(1 9) (略)
(2 0) (略)
(2 1) (略)
(2 2) (略)
(2 3) (略)
(2 4) (略)
(2 5) (略)
(2 6) (略)
(2 7) (略)
(2 8) (略)
(2 9) (略)
(3 0) (略)
(3 1) (略)
(3 2) (略)
(3 3) (略)

第 3 条以下省略

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。